

## 随意契約理由書

1 工事名	新泉大津パーキング新築工事(2020-湾)
2 業者名	コーナン建設株式会社
3 随意契約理由	<p>本工事は、泉大津本線集約料金所撤去後の跡地を有効利用したパーキングエリアを整備するものであり、2020年1月31日に締結した(仮称)新高石パーキング新築工事(2019-湾)を含む維持修繕工事包括契約に関する基本協定書(以下「協定書」という。)」における包括契約対象工事の後発工事である。</p> <p>今般、本工事にかかる詳細設計が完了したことから、その設計内容や成果物に基づき工事費の内容その他締結に必要な条件等について協議を行い、受発注者間で合意に至ったものである。</p> <p>については、本工事は協定書に基づく包括契約対象工事であり、かつ今般、協定書の受注者であるコーナン建設株式会社と協議が成立したことから、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2項に基づき随意契約を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	